

凍結された精子・卵子・胚の移送および保存に関する説明書

当院では、患者様の安全を最優先に考え、適切な管理体制のもとで凍結された精子・卵子・胚の取り扱いを行っております。ただ、移送にあたっては、一定のリスクや条件が伴います。

本書の内容を十分にご理解、ご同意いただいたうえで、患者様の責任の下で移送を行ってください。

1) 移送に伴う主なリスク

凍結精子・卵子・胚の移送には、移送・保管・治療の各過程において、損傷や紛失のリスクが存在します。また、他にも以下のようなリスクがあります。

- ・施設ごとに凍結・融解方法が異なり、同一条件での対応ができない場合があります。
- ・その結果、融解後の生存率低下や変性が生じる可能性があります。
- ・輸送中の事故、地震・火災などの災害、容器トラブル等により温度変化が起こる可能性があります。
- ・その他、予測できない事象により凍結精子・卵子・胚へ影響が及ぶ可能性があります。

※移送後の状態については保証できません

2) 免責事項（重要）

凍結精子・卵子・胚移送および保存においては、以下の点をご理解いただく必要があります。

- ・損傷や紛失が生じた場合でも、当院の故意または重大な過失によらない限り、責任を負いかねます
- ・移送元施設に対しても責任を問うことはできない可能性があります。
- ・移送は患者様ご自身の判断と責任に基づいて行われます。

3) 輸送方法について

安全に輸送を行うために輸送業者の利用を推奨しております。

患者様ご自身で運搬することも可能ですが、以下の点にご注意ください。

- ・自家用車をご使用ください（液体窒素は危険物扱いとなり、公共交通機関は利用できません）。
- ・容器は転倒させず、常に安定した状態で運搬してください。
- ・窒素ガスによる窒息を防ぐために、車内は換気を行ってください。

※自己運搬中の事故等については、当院では責任を負いかねます

4) 保存期間および凍結に関わる当院の規定

① 凍結精子・卵子・胚の保存期間は原則として1年間とします（移入日を起点とし、1年後の月末まで。例：2025年8月10日に保存開始の場合、2026年8月31日までが保存期間です）。継続希望の方は更新手続きが必要です。更新手続きが完了せず保存期間を過ぎた場合は、保存継続の意思がないものと判断し、凍結精子・卵子・胚の処分権は、当院に帰属し、当院の責任において破棄いたしますのでご注意ください。

② 次のいずれかに該当する場合は、その時点で廃棄致します

1 凍結胚の場合は夫婦（卵子の場合は女性、精子の場合は男性）に次の事情が生じた場合。なお、当該事情が生じた場合、保存の依頼は終了するものとしますので、速やかに当院にご連絡ください。

a) 夫婦の一方または双方が死亡した場合（当院へ速やかにご連絡ください）

b) 夫婦の一方が行方不明、または意思表示できない心身の状況になった場合（当院へ速やかにご連絡ください）

- c) 夫婦が婚姻を解消した場合、または事実婚を解消した場合（当院へ速やかにご連絡ください）
 - 2 転居などにより連絡が取れない場合（連絡先が変更になる場合は、当院へ必ずご連絡ください）
 - 3 移植が出来ないと医師が判断した場合
 - 4 凍結胚保存期間満了日までに更新手続きが完了しなかった場合
 - 5 母体が生殖年齢を超えた場合（50歳に達した場合）
- ③ 凍結した凍結精子・卵子・胚を他人に譲渡することは出来ません。万一、保存中に災害（地震、火災など）などの不可抗力の事由により保存精子・卵子・胚の劣化や破壊が発生した場合や盗難に遭った場合には速やかに連絡いたします。当院の責めに帰すべき事由によって凍結精子・卵子・胚が使用不可となった場合に当院が賠償責任を負い、また何らかの事由により当院が閉院あるいは診療困難となった場合は然るべき施設に委託します。

5) 費用について

凍結精子・卵子・胚を移送する際の費用は自費となり、以下の通りです。

当院へ搬入する場合

- ・凍結胚・卵子 22,000 円（1年間の凍結費用を含む）
- ・凍結精子 22,000 円（1年間の凍結費用を含む）

当院から搬出する場合

- ・凍結胚・卵子 55,000 円
- ・凍結精子 55,000 円

※当院へ搬入後、更新手続き時の費用は、自費の場合と保険の場合で異なります。別途料金表を参照してください。

6) カウンセリング

当院では医師だけでなく、希望に応じて、不妊カウンセリング学会認定の不妊カウンセラーと個別相談、カウンセリングを実施しています。現在受けている治療に不安がある、悩みを聞いてもらいたいなど、どんな内容でも構いませんので、お気軽に利用してください。

7) 日本産科婦人科学会への報告義務

医療機関が保険診療を行うためには、本治療の詳細（用いた卵巣刺激法、採卵数、受精卵数など）を症例毎に日本産科婦人科学会へ報告する義務があります。患者様の個人情報は、個人情報保護法及びプライバシーの保護・管理に十分配慮したうえで、当院でデータを管理させていただきます

8) 本説明書に関わる同意書の提出について

本説明書に関わる同意書は本治療を実施する毎にその都度、提出が必要です。

東京 ART クリニック

凍結された精子・卵子・胚の移送および保存に関する同意書

私(達)は、医師やスタッフからの説明と文書によって下記の事項について十分理解し、納得した上で、今回の凍結精子・卵子・胚の移送および貴院での凍結保存にあたり、以下の内容について説明を受け、十分理解したうえで同意します。

- 移送に伴うリスクについて。
- 免責事項について。
- 移送は自己の意思と責任において行うこと。
- 凍結胚の凍結保存期間に年齢制限があること（50歳に達した場合）について。
- 凍結精子・卵子・胚に関わる当院の規定について（廃棄に関する規定）。
- 凍結精子・卵子・胚の保存にかかる費用について（別紙料金表参照）。
- カウンセリングについて。
- 日本産科婦人科学会への報告義務について。

以下の場合には、私(達)の意思に関係なく凍結精子・卵子・胚が廃棄されることを了承します。

- 胚の場合、夫婦が離婚した場合や夫婦のいずれかが死亡した場合。（卵子の場合は女性、精子の場合は男性が死亡した場合。）
- 凍結保存期限までに意思表示がなく、夫婦の連絡先が不明となり、連絡が取れない場合。
（卵子の場合は女性本人、精子の場合は男性本人の意思表示がなく、連絡先が不明となり、連絡が取れない場合。）
- 私(達)から特別な申し出がなく、凍結精子・卵子・胚の凍結保存期間満了日から経過した場合。
- 不可抗力による災害・事故等のため、凍結精子・卵子・胚が損傷・滅失した場合。
- 母体が生殖年齢を超えた場合（50歳に達した場合）。

<注意事項>

- ① この同意書の提出がない場合は、凍結精子・卵子・胚の移送および保存を行うことはできません。
- ② この同意書は今回の移送用です。今回の治療後に、再び移送を希望する場合、その都度、同意書の提出が必要です。
- ③ 凍結精子・卵子・胚は、第三者への移植は認められません。
- ④ 凍結精子・卵子・胚の凍結保存期間中に災害（天災、火災など）や不慮の事故が起こった場合、凍結精子・卵子・胚の損傷・紛失が生じる可能性があります。また、当院が閉院した場合は然るべき施設に委託します。
- ⑤ この同意書を提出後でも、移送前であれば、いつでも自由に同意を取り消すことができます。
- ⑥ 患者様の個人情報は、個人情報保護法及びプライバシーの保護・管理に十分配慮したうえで、当院でデータ管理し、日本産科婦人科学会へ報告する義務があります。

枠内も記入してください

移送元医療機関名： _____

(胚・精子の場合) 移送元での凍結時の診療について： 保険診療における 凍結 / 自費 診療における凍結
(どちらかに○をしてください)

説明責任者 東京 ART クリニック 院長 小川 誠司
説明年月日 年 月 日 説明者 _____

同意年月日 年 月 日

住 所： _____

夫（男性）（診察券番号）： _____ 氏名（自署）： _____

妻（女性）（診察券番号）： _____ 氏名（自署）： _____

患者様控えは、大切に保管して下さい